

第十六講 律法の能力 第三章十九節、二十節の研究 (五月八日)

パウロは舊約聖書の引用を以て萬人有罪の主張を裏書せしめし後、左の如き強き語を以て此箇處を結んだ。

- (19) それ律法の言ふ所は其下にある者に示すと我等は知る、こは各人の口塞がり又世の人こそりて神の前に罪ある者と定まらんとためなり、(20) この故に律法の行に由りて神の前に義とせらるる者一人だに有ることなし、そは律法に由りて罪は知らるゝなり。

是れ羅馬書にある重大なる語の一にして眞に革命的なる思想の發表と云ふべきである、そして之は一章十八節より始まつた人類皆罪の説論の總括又は結論と云ふべきものである、實にパウロは此二節を言ひ得んがために今まで筆を進め來つたのである、彼れいかで故なくして異邦及び自國の民の醜き姿を描き出さうや、彼は此重要な結論に導き至らんとために、かの醜き姿を取てその畫布の上にのぼせたのである、今之を左の如く改譯し度い。

- (19) それ律法の言ふ所は律法の下にある者に語ると我等は知る、これ凡ての人の口塞がりて全世界の神の前に罪に定められん爲なり、(20) 何故となれば律法の行爲によりては肉の人は一人だに神の前に義とせられざればなり、そは律法に由りて罪の認識あればなり。

「義人一人もなし云々」とは十八節までのパウロの主張であつた、しかし十節—十八節の引用句は多く異邦人に關せるものである、然らばユダヤ人は之等の聖句によりて罪を定めらるゝ理由なしとの反駁が起るかも知れぬ、その反駁に對する答を兼ねて今までの所説に結論を與へたものが即ち此十九節、二十節である。

十九節の「律法」は何を指すかについて三つの説がある、第一は廣く道德律（イスラエル以外をも含めて）を指すと見、第二はモーセ律又はそれを含める『モーセの五書』を指すと見、第三は舊約聖書を指すと見るのである、此場合は前後の關係上第三説を採るより外に道がないと思ふ、そは前の十節—十八節の引用が、詩篇、以賽亞書、箴言等から爲されたものであるからである（尤も此節を前の引用に直接の關係なしと見る時は「律法」はモーセ律又は『モーセの五書』を指すとも見得るのである）、「律法」が舊約聖書全體を指すことのある例として擧ぐべき處は哥林多前書十四章二十一節である、其處に「律法に録して」と以賽亞書より引用してある、又約翰傳十章三十四節である、其處に詩篇より一句を引き「汝等の律法に……と録されしにあらざや」とある（其他約翰傳十二章三十四節、同十五章二十五節等も好き例である）。

故に今十九節の前半を「それ聖書（舊約）の云ふ所は聖書の下にある者に語ると我等は知る」と書き直すと意味は明瞭となるのである、パウロの引用句が多く異邦人攻撃なるを機として「故に我等ユダヤ人は罪人ならず」との言ひ遁れ起らんことを氣づかひて彼は云ふのである、聖書に記さるゝ凡ての言句は即ち聖書の下にある者——即ちユダヤ人——に對して語られしものである、よし其外形は異邦人を責めし如き語にても同時にユダヤ人も反省を促さんために記されし者である、即ちユダヤ人が異邦人と共に戒められたのである、律法の下にある民と彼等は常に誇稱してゐる、然らば其律法の云ふ所に伏すべきではないか、其處に罪が責められてある以上、よしそれが異邦人の罪を責めた者であつても彼等も亦深く之に鑒み之を自己に引き當つべきではないかと、——これ十九節前半の意味であると思ふ、マイヤーは頗る簡潔に此意味を言ひ表はして云ふた「律法の範圍内に生を保

てる者は律法が何と云ふとも——もとはそれがユダヤ人に對して云はれたものでも異邦人に對して云はれた者でも——自己に對して言はれたものと見做すべきである」と、是れ確かにパウロの眞意を穿ちし語であると思ふ。

之を今日の事を以て例示しよう、新約聖書には人の罪が責めてある、信者の或者はそれは不信者の罪を責めしものであるとして安んじて居るかも知れぬ、そして自己を以て聖き者となして誇て居るかも知れぬ、其時或人ありて彼に告ぐるに、聖書は聖書の下にある者即ち信者のために記されたものである故、よし不信者の罪が責められし所をも信者は自己に當てはめて反省せねばならぬと語つたとせば、これ正にパウロの此態度に酷似せるものとなるのである。

十九節後半は云ふ「これ凡ての人の口塞がりて全世界の神の前に罪に定められん爲なり」と、自己の無罪を主張する凡ての口塞がりて何等抗辯の餘地なきに至れば全世界は神の前に罪人と定まるのである、先づ異邦人の口塞がり次に言レ通レれに巧みなるユダヤ人の口も塞がりて、全世界が——即ち異邦人もユダヤ人も誰も彼も——神の前に罪人と定まることは是れ即ち舊約律法の目的である、故に舊約聖書は異邦人の罪を責めつつ同時にイスラエルの罪を責める、「こは世の人こそりて神の前に罪ある者と定まらん爲」である、既に異邦人の罪は明である、さればユダヤ人さへ同じく罪人なることが解れば全人類が罪人と定まつたわけである、然るに舊約聖書は其下にあるユダヤ人に示すものであれば矢張り彼等の罪を示した者である、されば茲に聖書の光に照さる時、凡ての世の人は罪人と定まるのである——これパウロの論法である、彼もし今日に生れしならば先づ聖書に照して不信者の罪を責め、次ぎに聖書は其下にある信者の爲に書かれし書なる理由を以て同様に信者の罪を定め、そして全人

類が——信者、不信者ともに——神の前に罪人なることを断定するであらう。

「神の前に」である、「人の前に」ではない、人の前には如何やうに見えてもパウロの問題とする處ではない、或は聖人もあり君子もあり或は聖き信徒もあり偉大なる信仰家もあるであらう、或は人格の高貴、識見の深奥等の姿もあるであらう、併しそれは孰れも「人の前に」である、人の限に映ずる範圍のことである、「神の前に」ではない、即ち地の一角より同じ地上に動く諸象を見たのであつて天より地を俯瞰したのではない、しかし「エホバ天より人の子を望み見」る時は人は皆罪人なのである、「神の前には」世の人こそぞりて罪人なのである。

二十節は十九節の理由提示である、「何故となれば律法の行爲によりては肉の人は一人だに神の前に義とせられざればなり」と其前半は言ふ、「律法の行爲」とはモーセ律の命ずる所の行爲を意味する、「今イスラエルよ我が汝等に教ふる法度のりと律法おきてを聴きて之を行へ然せば汝等は生くることを得」(申命記四の一)とは舊約律法の根本的基調であつた、然し乍ら誰人か凡ての「法度と律法」を完全に守り得よう、よし形に於て完(まったく)く守り得るとも心に於て完く守り得る人のある筈はない、そして心に於て行ひ得ぬものを形に於て強ひて行ふは、決して純眞なる道徳的行爲ではない、神の光は探照灯の如く我心を照らす、私の義ならざるは極て明かである、律法的行爲に於て人は完き能はず、故に律法の行爲によりて神の前に義たり得る人は一人だにないのである、他に人の神に義とせらるる道あらば即ち可よし、しかし律法の行爲によりては、一人も神の前に義とせられないのである、故に律法はむしろ萬人を罪人と定めん爲のものである、律法は人に行ふべき行爲を示す、しかし之を行ふに要する

力を少しも與へない、人は律法を與へられて却て自己の罪を悟るのみである、さはれ是れ實に律法の主目的である、律法は全世界の罪に沈める事を神の前に弾劾するものである、さればパウロは二十節前半の理由として後半に於て言ふ「そは律法によりて罪の認識あればなり」と、律法の鏡に照されて人は自己の罪を認識する、即ち律法は人をして罪を悟らしむる者である、故に律法的行爲に由りて神の前に義たらんことは望み得べくもあらぬ事である。

以上は十九節、二十節の大意である、靜かに其含む思想を味ふ時その革命的大思想なることを誰か思はぬことを得よう、パウロは此語を以て其萬人有罪説の結尾を飾り茲に本論の第一段を結びて、愈「いよいよ」よ次節よりは新局面を打開して救拯の福音を提示せんとするのである、道窮すれば自「おのづか」ら通ず、律法的救済の全然不可能なる事が斯く強く斷定せられて茲に新たに福音的救済の新局面が展開し來らんとするのである、此意味に於て此兩節の羅馬書に於て占むる位置の頗る重きことを我等は忘れてはならない。

「律法」とは如何、十九節に於ける如く舊約聖書を指す場合も多くはモーセ律（又はモーセ律のを其主要なる内容とせるモーセの五書）を意味するのである、「律法は、能「ちから」ある權威に依つて命「いのち」ぜられ且必要な場合に罰を以て強「つよ」みらるゝ所の行爲の規則である、これ聖書に於ける所の此語の主なる意味である」（デービス氏の聖書字典より）、能「ちから」ある權威とはイスラエルに於ては勿論エホバ神を指す、律法は由來彼の命令に出づるものである、これ律法の聖く正しく且善なる所以である（ロマ書七の十二）、そして罰を伴ふが律法の特色である、即ち之を守る者は裕「ゆたか」かなる祝福に與かるに反して之に背く者は或罰を加へられる（エホバ彼自身より、又は彼より王

の手を経て)、これユダヤ律法の特色であつた、即ち賞罰の豫示を以て命ぜらるゝ行爲の規則——換言すれば恐れと望みとを豫期せしむる所の命令の一端——是れ即ち律法である。

されば律法は即ち道德である、故に此律法に關してパウロの茲に云ふ所は廣く道德律に關しても同様である、彼はモーセ律に育てられたる人にして、且キリストの福音はモーセ律に代る者として猶太の國より生れ出でたるが故に、彼は専らモーセ律についてのみ其論述を行るのであるが、彼の此所説そのものは勿論原理として凡ての道德律に適用さるべきである、換言すれば彼は茲にモーセ律について語つて凡ての道德律について語つて居るのである、異邦にも勿論道德律がある、或民族に於てはそれが一の形ある條文又は教となつて居り、他の民族に於てはそれが單に良心の本能的實感として不文律となつて居る、そして如何なる民族の一員にても其道德を以ては義とせられないのである、更に一般的に云へば人と云ふ者は誰人と雖も道德の行に由りて神の前に義たることは出來ないのである、即ち眞の意味に於て救に入ることとは出來ないのである、何となれば人は道德的に完全なることを得ないからである、道德に依て人の罪は知られるのである、道德は「世の人こそぞりて神の前に罪ある者と定まらん爲」に神より人類に與へられたるものである、これ道德を貶するのではない、却てて其本性を明かにして其價値を定むるのである。

我等日本人は殊に道德の窟内に育てられし民族である、曾て然り今も然るのである、社會に於て最も濃厚なるは道德的の空氣である（かく云ふは我民族が道德的に優秀であると云ふ意味ではない、それは恰も宗教的空氣の濃厚なる歐米各民族が必ずしも宗教的に優秀でないと同様である）、従つて萬事萬物に對する判斷の尺度は主として

道德律である、忠孝仁義は家庭教育および學校教育の基調である、これ道德が——たとひ表面に於てのみなりと——我社會の最上者である證據である、然るに茲に「道德は人の罪を示す者にして人を救ふものに非ず」との提言あらんか其革命的思想の提供なることは云はずして明かである、もし此提言にして眞なりとせんか、道德を根柢とせる家庭教育、道德を以て人を救はんとしつゝある學校教育及び社會教育は空しき努力の蓄積として、土臺なき家屋の如く土崩瓦解し去ることであらう、即ちそは道德本位の社會に對する靈的革命的提唱である、道德の救世主たらぬを示して、之を以て立つ人と其社會を其根柢より改め、信仰の上之を再建せんとするのである、果して然らばパウロの此言は道德を基礎として立つ人と社會とに取つては輕々に看過くわんくわし難き大問題の提出である。

併し基督教の主張は極めて明瞭であつて、些すこの疑義を挿む餘地がない、「基督教のみが道德に依て人は救はれずと主張する教えである」と或學者は云ふた、寔に至言である、基督教は要するに最高道德の提供であると云て福音の最大特徴を其優秀なる道德觀に置くは、これ世の誤解を避けんとするの妥協的態度である、基督教の優秀なる道德は其附随物にして決して主體でない、人は道德に依て救はれぬもの故に人を救ふ所の福音は如何にしても道德本位であり得ないのである、人は道德的に完全なる能はず故に道德的行爲に於て神の前に義たる能はずとの主張は、救を中心義とする福音の極力主張せざるを得ざる所である、げにパウロは此主張の爲に幾度かの執拗なる迫害と讒誣ざんごとに接した、彼の敵は彼の赴く所に影の如く伴ひ來つて陰に陽に彼と彼の教説とを打ち碎かんとした、しかし彼は萬難を排して其主張を維持し且高調した、暗きは光に追ひ迫らんとするも光は益す其輝を増

し進んだ、彼は人を救はんがために——然り人を救はんためにこそ——此心靈の炬火を絶えず焰々として點じつゝあつたのである。

或る神學者は言ふ「パウロはキリストの單純なる教を化して複雑なる神學的教義となしたのである、彼もしなかりせば基督教はユダヤの山地に擧がりたる美はしき道德教として遺つたことであらう」と、果して然うであらうか、我等は今之について長き論議をする時を持たない、たゞ人生の實驗として見る時パウロの此主張の活ける事實其まゝなるを認めざるを得ないのである、道德は聖にして正しき者である、しかし之を完全に行はんとして我等は其不可能なるを發見し、その標準に照して自己の義ならざるを實感するに至るのである、「十誡」の如き道德律としては實に完全なるもの乍ら人は決して之に依て救はれるにあらず、却て之に審かれて律法的行爲に於ては義たり得ぬ事を悟らしめらるゝのである、此時我等を襲ふものは實に罪の悶えである、そは恰も魂の奥底より沸き出でしが如くして拂はんとするも拂ひ得ざる心靈の呻きである、故に小なる理窟を以て此實感を打ち消すことは不可能である、完全に律法を守る聖淨の生活を送らんと決心は牢乎として我にあれど、同時に律法を守り得ざる我的道德的不能の姿のあさましく映ずるを如何せん、決心と實狀、理想と實際との距離は天空にきらめく星と星とのその如く遠くある、故に道德は決して人を救ひの歡びに至らしむる者ではない、道德律は、優秀であればある程却て人をして及び難きを感じしむる者である、故に人の實驗上律法の行爲に依て救はれざることは極めて明瞭なる事實である。

然らば道德の要は何であるか、曰くそれは人をして罪の認識を起さしむるに在る、「そは律法によりて罪の認識

あればなり」とパウロは云ふた、勿論道德の目的の一半としては人と人との間の行爲の標準の擧示を見ないわけには行かない、けれども道德の目的としては罪の認識の生起を充分に認めねばならない、基督教を知らんとして先づ「山上の垂訓」を読み、その美に打たれて之を實生活に於て實現せんと試みて其不能なるを見出すや、基督教を至難の教となして離れ去る人がある、これ基督教を單なる道德教と思ひ過りしたためである、「山上の垂訓」は天國の律法にして救はれし者の守るべき道を示すと共に、又實に之を讀む者をして己の罪を認めしめん事を目的としてゐる、然り律法は人をして「律法の行によりて神の前に義とせらるゝ者一人だに有ること」なきを知らしむるを目的とする、即ち道德は人をして罪を悟らしむるに有力であつて、人を救ふには全然無力である、然り道德の力と無力とは茲に明かである、道德は人を罪人と定むるに於て極て有力である、しかし其他の點に於ては全く無力である、これパウロの力をこめて主張せし所、そして人の實驗に於て——真面目に道德を行はんとせし人の實驗に於て——白日の如く明なる眞理である、唯かの道德を淺く外部的に見、従つて自己を其外面に於てのみ眺めて淺く且軽く道德家を以て任ぜる人々の如きは餘に輕佻、あまりに浮薄、到底共に人生の根本問題を語り得ざる人等である、

茲に思ふべきは我日本國の既往數十年の教育の失敗である、今や明治大正の忠君愛國を基調とせる道德的教育の失敗に歸せしは誰人も認むる處である、ために教育は行き詰りの状態にありて、如何にかして新生面を拓かんと苦心しつゝある有様である、げに現代の日本人ほど至れり盡せりとも云ふべき倫理的教育を受けたものはないのである、歐米の識者は明かに此事を認めて居る、然るに其結果は如何、今や國を擧げて腐敗と不義と荒濫の濁

水に溺れんとするが如き状況の下にあるではないか、不良少年、不良青年と相競ふが如き不良壯年、不良老年の跋扈を如何、節義地を拂ひ、徳操跡を隠すは現代の實狀である、げに道徳的破産の淵に瀕せるのは現代の我社會である。

あゝ是かの凡ての道徳的教養の結果なるか、然り是かの凡ての道徳的教養の結果である、道徳は之を行はしむる力を本具していない、故に道徳だけの教養は人をして惡を避けしむる何らの力ともならぬのである、道徳は人をして罪を識認せしむる者である、故に道徳的教育の結果は人をして自己の罪を悟らしむると共に、又他人の罪をも悟識し得るに至らしむるのである、自己の罪惡をも充分に認むると共に、他人の罪惡に對して鋭き眼を向けて其指摘に没頭しつゝある現代の状態は、まことに能く道徳的教養の性質及びその結果を實證するものである、即ち道徳的教養は人を少しも道徳的に向上せしむる事はなくして、唯自己及び他に對する道徳的批判を鋭敏ならしむるまでである、洵にパウロの斷言せし通り律法によりて罪の認識が生れるのである。

倫理道徳の標準に照す時全世界は神の前に罪人と定まるのである、律法的行爲に依ては一人だに義たり得ぬのである、然らば人は全く茲に行きつまつたのであるか、然り茲に人は道徳的には行きつまつたのである、換言すれば道徳を以て救はれんとする人類の企畫は茲に行きつまつたのである、併し乍ら人の行きつまりは神の行きつまりではない、神は人を救はんとために新局面を打開き給ふ、即ち次節以下に於て強調する如く「律法の外に神の人を義とし給ふ事」が顯はれたのである、これ即ち信仰の道である、かくて律法に於て窒死せる我等は信仰に於て甦るのである、律法的には義ならざる者が信仰によりて義とせらるゝのである、茲に救ひは人に臨み歡喜の露

はその靈を潤ほすのである。

パウロは此の新原理を提唱せんために人類皆罪の主張を一章十八節より掲げ來つたのである、面を背け度き人類の罪をわざと摘出せしも實に此結論に導かんためであつた、其の爲には障礙「しょうがい」となるべき途上の大石小石を撥ねのけつゝ、遂に三章十九節二十節に至つて一先づ第一段の目的地に到達したのである、そして凱歌を奏するが如くに此兩節を高らかに叫んだのである、何故の凱歌ぞ、言ふ迄もなし、それは福音的救濟の山に導くべき野の最終點に達したからである。

第十六講 律法の能力 第三章十九節、二十節の研究 現代語訳

パウロは旧約聖書の引用によつて、すべての人が罪に定められているという主張を裏付けた後、次のような強い言葉でこの箇所を締めくくつた。

- (19) 私たちは知っています。律法が言うことはみな、律法の下にある者たちに対して語られているのです。それは、すべての口がふさがれて、全世界が神のさばきに服するためです。(20) なぜなら、人はだれも、律法を行ふことによつては神の前に義と認められないからです。

律法を通して生じるのは罪の意識でこれはロマ書の中でも重要な言葉の一つであり、まさに革命的な思想の発表と言うべきものである。そして、これは一章十八節から始まつた「人

類は皆、罪人である」という議論の総括、あるいは結論と言うべきものである。実にパウロは、この二節を言い切るために、これまで筆を進めてきたのだ。彼は理由もなく、異邦人や自国民の醜い姿を描き出したのではない。この重要な結論に導くために、あえてその醜い姿をキャンパスの上に描き出したのである。今、これを次のように改訳したい。

(19) さて、律法が言うことは、律法の下にある者に語っていると私たちは知っている。これは、すべての人の口がふさがれ、全世界が神の前に罪ありと定められるためである。(20) なぜなら、律法の行為によつては、肉を持つ人間は一人として神の前に義とされないからである。それは、律法によつて罪の認識が生じるからである。

「義人は一人もいない」云々というのは、十八節までのパウロの主張であった。しかし、十節から十八節の引用は、多くが異邦人に関わるものである。そうすると、「ユダヤ人はこれらの聖句によつて罪を定められる理由はない」という反論が起ころうかもしれない。その反論に対する答えを兼ねて、これまでの説述に結論を与えたのが、この十九節と二十節である。

十九節の「律法」が何を指すかについては、三つの説がある。第一は、広く道徳律（イスラエル以外も含む）を指すと見る説であり、第二はモーセの律法、あるいはそれを含む『モーセ五書』を指すと見る説、第三は旧約聖書全体を指すと見る説である。この場合は、前後の關係から第三の説を採るほかはないと思う。前の十節から十八節の引用が、詩篇、イザヤ書、箴言などからなされているからである（もつとも、この節を前の引用と直接の關係がないと見る時は、モーセの律法を指すと見ることもできる）。「律法」が旧約聖書全体を指す例としては、

コリント人への手紙第一 十四章二十一節がある。ここではイザヤ書からの引用を「律法に書いてある」としている。また、ヨハネの福音書十章三十四節でも、詩篇の一句を引いて「あなたがたの律法に……と書いてあるではないか」とある(その他ヨハネの福音書十二章三十四節、同十五章二十五節も良い例である)。

したがって、十九節の前半を「さて、聖書(旧約)の言うことは、聖書の下にある者に語っていると私たちは知っている」と書き直すと、意味は明快になる。パウロの引用句が多く異邦人を攻撃しているのをきっかけに、「だから私たちユダヤ人は罪人ではない」という言い逃れが起きることを懸念して、彼は言っているのだ。聖書に記されているすべての言葉は、聖書の下にある者、すなわちユダヤ人に対して語られたものである。たとえその形が異邦人を責めているような言葉であっても、同時にユダヤ人にも反省を促すために記されたものである。すなわち、ユダヤ人が異邦人と共に戒められたのである。彼らは常に「律法の下にある民」であることを誇っている。ならば、その律法の言うことに従うべきではないか。そこに罪が責められている以上、たとえそれが異邦人の罪を責めたものであっても、彼らもまた深くこれを鑑み、自分に当てはめるべきではないか。これが十九節前半の意味であると考ええる。マイヤーはこの意味を非常に簡潔に表現した。「律法の範囲内で生きている者は、律法が何と言おうと、それがもともとユダヤ人に対して言われたものであろうと、異邦人に対して言われたものであろうと、自分に対して言われたものと見なすべきである」と。これは確かにパウロの真意を突いた言葉であると思う。

これを今日の出来事に例えてみよう。新約聖書には人の罪が責められている。信者の中には、それは不信者の罪を責めているのだと考えて安心し、自分を聖い者として誇っている人がいるかもしれない。その時、ある人が

「聖書は聖書の下にある者、すなわち信者のために記されたものだから、不信者の罪が責められている箇所も、信者は自分に当てはめて反省しなければならない」と語ったとすれば、それは正にパウロの態度と酷似したものになる。

十九節の後半は、「それは、すべての口がふさがれて、全世界が神のさばきに服するためです」と言う。自分の無罪を主張するすべての口がふさがれ、反論の余地がなくなれば、全世界は神の前に罪人と定まるのである。まづ異邦人の口がふさがれ、次に言い逃れに巧みなユダヤ人の口もふさがれて、全世界が——すなわち異邦人もユダヤ人も、誰も彼もが——神の前に罪人と定まること。これこそが旧約律法の目的である。旧約聖書は異邦人の罪を責めつつ、同時にイスラエルの罪を責める。「全世界が神のさばきに服するため」である。すでに異邦人の罪は明らかである。ユダヤ人までもが同じく罪人であることが分かれば、全人類が罪人と定まったことになる。旧約聖書はその下にあるユダヤ人に示すものであれば、やはり彼らの罪を示したものである。したがって、聖書の光に照らされる時、すべての世の人は罪人と定まる。これがパウロの論法である。もし彼が今日に生まれたならば、まず聖書に照らして不信者の罪を責め、次に「聖書はその下にある信者のために書かれた書物である」という理由で同様に信者の罪を定め、そして全人類が——信者も不信者ともに——神の前に罪人であることを断定するだろう。

「神の前に」である。「人の前に」ではない。人の前にどのように見えても、パウロが問題とする点ではない。世の中には聖人君子や聖い信徒、偉大な信仰家もいるだろう。人格が高貴で、見識が深い姿もあるだろう。しかし、それはどれも「人の前に」見える範囲のことである。「神の前に」ではない。地面の一角から同じ地上で動く

様子を見たのであって、天から地を見下ろしたのではない。しかし、神が天から人の子らを見渡される時、人は皆、罪人なのである。神の前には、世の人はこぞって罪人なのだ。

二十節は十九節の理由提示である。その前半は「なぜなら、人はだれも、律法を行うことによって神の前に義と認められないからです」と言う。「律法を行うこと」とは、モーセの律法が命じる行為を意味する。「今、イスラエルよ、私が教える掟と定めを聞き、それを行いなさい。それは、あなたがたは生きるためである」(申命記四章一節)というのは、旧約律法の根本的な基調であった。しかしながら、誰がすべての掟と律法を完全に守れるだろうか。たとえ形の上で完全に守れたとしても、心の中で完全に守れる人がいるはずはない。そして、心の中で行えないものを、形の上で無理に行うのは、決して純粹な道徳的行為ではない。神の光はサーチライトのように私たちの心を照らす。私たちの不義は極めて明らかである。律法的な行為において、人は完全であることはできない。したがって、律法の行為によって神の前に義とされる人は一人もいないのである。ほかに人が神に義とされる道があれば良いのだが、律法の行為によっては、一人も神の前に義とされないのである。したがって、律法はむしろ、すべての人を罪人と定めるためのものである。律法は人に行うべき行為を示唆するが、それを行うために必要な力を少しも与えない。人は律法を与えられて、かえって自分の罪を悟るだけである。しかし、これが実には律法の主な目的である。律法は全世界が罪に沈んでいることを、神の前で告発するものである。パウロは二十節前半の理由として、後半でこう言っている。「それは、律法によって罪の認識が生じるからである」。律法という鏡に照らされて、人は自分の罪を認識する。すなわち、律法は人に罪を悟らせるものである。したがって、律法的な行為によって神の前に義となることは、望むべくもないことなのだ。

以上のことが19節、20節の要旨である。静かにその思想を味わうとき、これが革命的な大思想であることを誰もが感じるだろう。パウロはこの言葉をもって「全人類有罪説」を締めくくり、本論の第一段階を結んだ。そして次の節からは、新しい局面を切り開いて、救いの福音を提示しようとしている。道が尽きれば、自ずと道は通じる。律法による救済が全く不可能であると強く断定されたことで、ここに新しく福音による救済の局面が展開しようとしている。この意味で、この二つの節がロマ書において占める位置が、非常に重いことを忘れてはならない。

「律法」とは何か。十九節のように旧約聖書を指す場合もあるが、多くはモーセの律法（あるいは、モーセの律法を主要な内容とするモーセ五書）を意味する。「律法は力ある権威によって命じられ、かつ必要な場合には罰をもつて強制される行為の規則である。これが聖書におけるこの言葉の主な意味である」（デービス氏の聖書字典より）。力ある権威とは、イスラエルにおいてはもちろん神を指す。律法はもともと神の命令から出たものである。これが、律法が聖く、正しく、また善である理由である（ロマ書七章十二節）。そして、罰を伴うのが律法の特徴である。これを守る者は豊かな祝福にあずかる反面、これに背く者は罰を加えられる（エホバ自身より、または王の手を経て）。これがユダヤ律法の特徴であった。すなわち、賞罰の予告をもって命じられる行為の規則——言い換えれば、恐れと望みを抱かせる命令の束——これが律法である。

したがって、律法とは道徳のことである。ですから、この律法に関してパウロがここで言っていることは、広く道徳律に関しても同様である。彼はモーセの律法に育てられた人であり、キリストの福音はモーセの律法に代わるものとしてユダヤの国から生まれたため、専らモーセの律法についてのみ述べているが、彼のこの説述その

ものは、原理としてすべての道徳律に適用されるべきものである。言い換えれば、彼はここでモーセの律法について語ることで、すべての道徳律について語っているのである。異邦人にももちろん道徳律がある。ある民族においてはそれが形のある条文や教えとなっており、他の民族においては単に良心の本能的な実感として、成文化されない決まりとなっている。そして、どのような民族の一員であっても、その道徳によっては義とされないものである。さらに一般的に言えば、人という者は誰であっても、道徳の行いによって神の前に義となることはできない。すなわち、真の意味において救いに入ることとはできないのである。なぜなら、人は道徳的に完全になることができないからである。道徳によって、人の罪は知られる。道徳は「全世界が神の前に罪ありと定められるため」に、神から人類に与えられたものである。これは道徳を低く評価するのではなく、かえってその本質を明らかにして、その価値を定めているのである。

私たち日本人は、特に道徳の枠組みの中で育てられた民族である。かつてもそうであり、今もそうだ。社会において最も濃く漂っているのは、道徳的な空気である（これは私たちの民族が道徳的に優秀であるという意味ではない。宗教的な空気が濃い欧米の民族が、必ずしも宗教的に優秀ではないのと同様である）。したがって、あらゆる物事に対する判断の物差しは、主に道徳律である。忠、孝、仁、義は家庭教育および学校教育の基調である。これは道徳が——たとえ表面上だけでも——私たちの社会の最上位にある証拠である。ところが、ここで「道徳は人の罪を示すものであって、人を救うものではない」という提案がなされるならば、それが革命的な思想の提供であると言うまでもない。もしこの提案が真実であるならば、道徳を根底とした家庭教育、道徳によって人を救おうとしている学校教育および社会教育は、虚しい努力の積み重ねとして、土台のない家屋のよう

に崩れ去ることだろう。すなわち、それは道德本位の社会に対する靈的な革命の提唱である。道德が救世主ではないことを示し、それによって立っている人と社会を根底から改め、信仰の上に再建しようとするのである。もしそうであれば、パウロのこの言葉は、道德を基礎として立つ人と社会にとって、軽々しく見過ごせない大問題の提出である。

しかし、キリスト教の主張は極めて明快であつて、少しの疑いを入れる余地もない。「キリスト教だけが、道德によつて人は救われないと主張する教えである」とある学者は言つた。まさしく至言である。キリスト教は要するに最高道德の提供であると言つて、福音の最大の特徴をその優秀な道德観に置くのは、世の中の誤解を避けようとする妥協的な態度である。キリスト教の優秀な道德は、その不随物であつて、決して主体ではない。人は道德によつて救われなからこそ、人を救う福音は、どうしても道德本位であり得ないのである。人は道德的に完全であり得ないからこそ、道德的行為によつて神の前に義とされることはできないという主張は、救いを核心とする福音が、力説せざるを得ない点である。現にパウロは、この主張のために何度も執拗な迫害や中傷を受けた。彼の敵は、彼が行く先に影のように付きまとい、陰に陽に彼と彼の教えを打ち砕こうとした。しかし、彼はあらゆる困難を排してその主張を維持し、高らかに語つた。暗闇が光を追い詰めようとしても、光はますますその輝きを増して進んだ。彼は人を救うために——そう、人を救うためにこそ——この魂のともしびを絶えず燃やし続けてきたのである。

ある神学者は言う。「パウロはキリストの単純な教えを変化させて、複雑な神学的教義にしたのだ。もし彼がいなかつたら、キリスト教はユダヤの山地に起こつた美しい道德の教えとして残つたことだろう」と。果たしてそ

うだろうか。私たちは今、これについて長い議論をする時間はない。ただ、人生の経験として見る時、パウロのこの主張が生きている事実そのものであることを認めざるを得ない。道徳は聖く正しいものである。しかし、これを完全に行おうとして、私たちはそれが不可能であることを発見し、その基準に照らして自分が義ではないことを実感するに至るのである。「十戒」のような道徳律は、道徳としては実に完全なものだが、人は決してこれによって救われるのではなく、かえってこれに裁かれて、律法的な行為においては義となれないことを悟らされるのだ。この時、私たちを襲うものは実に罪の悶えである。それはあたかも魂の奥底から湧き出るようで、振り払おうとしても振り払えない心のうめきである。したがって、小さな理屈でこの実感を打ち消すことは不可能だ。

「完全に律法を守る清い生活を送ろう」という決心は固く自分にあるが、同時に律法を守れない自分の道徳的不能の姿が情けなく映るのをどうしようもない。決心と実情、理想と現実の距離は、夜空にきらめく星と星の距離のように遠く離れている。であるから、道徳は決して人を救いの喜びに至らせるものではない。道徳律は、優秀であればあるほど、かえって人に「到底及ばない」と感じさせるものである。したがって、人間の経験上、律法の行為によって救われないことは、極めて明らかな事実である。

では、道徳の目的は何か。それは、人に罪の認識を起させることにある。「律法を通して生じるのは罪の意識です」とパウロは言った。もちろん、道徳の目的の半分としては、人と人との間の行為の基準を示すこともある。けれども、道徳の大きな目的としては、罪の認識を生じさせることを十分に認めなければならぬ。キリスト教を知ろうとして、まず「山上の垂訓」を読み、その美しさに打たれて、これを実生活で実現しようと試みて、それができないことを見出すと、キリスト教を極めて難しい教えだとして離れていく人がいる。これはキリスト教

を単なる道德の教えと思ひ違ひしたためである。「山上の垂訓」は天国の律法として、救われた者が守るべき道を示すとともに、また、これを読む人に自分の罪を認めさせることを目的としている。しかし、律法は、人に「律法を行うことによつては、だれも神の前に義と認められない」ことを知らせるのを目的とする。すなわち、道德は人に罪を悟らせるには有力だが、人を救うには全く無力である。道德の力と無力さはここにある。道德は人を罪人と定めるにおいては極めて有力だが、その他の点においては全く無力である。これはパウロが力を込めて主張したことであり、また真面目に道德を行おうとした人の経験において、白日のように明らかな真理である。ただ、道德を浅く外面的に見、自分をその外面だけで眺めて、安易に「私は道德家だ」と自負しているような人々は、あまりに軽薄で、到底人生の根本問題を共に語ることはできない。

ここで考えるべきは、わが国（日本）の過去数十年の教育の行き詰まりである。今や明治、大正の「忠君愛国」を基調とした道德教育が、望んだ結果を得られなかったことは誰もが認めるところである。そのため、教育は行き詰まった状態にあり、何とかして新しい局面を拓こうと苦心している有様だ。現代の日本人ほど、至れり尽くせりとも言える倫理的な教育を受けた者はいない。欧米の識者も明らかにこのことを認めている。しかし、その結果はどうだろうか。今や国を挙げて腐敗と不義と荒廢の濁水に溺れようとしているような状況ではないか。不良少年や不良青年と張り合うかのような、不良中年、不良老人までもが横行している。節義は失われ、徳操は姿を隠しているのが現代の実情である。実に道德的破産の淵に瀕しているのが現代のわが社会なのだ。

ああ、これがこれまでの道德的な教養の結果なのだろうか。そうだ、これが道德的な教養の結果である。道德はそれを行わせる力を本来備えていない。であるから、道德だけの教養は、人に惡を避けさせる何らの力ともな

らないのだ。道徳は人に罪を認識させるものである。したがって、道徳教育の結果は、人に自分の罪を悟らせるとともに、また他人の罪をも認識できるようにならせるのである。自分の罪悪を十分に認めると同時に、他人の罪悪に対して鋭い目を向けてその指摘に没頭している現代の状態は、実によく道徳的教養の性質とその結果を実証するものである。すなわち、道徳的教養は人を少しも道徳的に向上させることはなく、ただ自分や他人に対する道徳的批判を鋭敏にするだけである。正にパウロが断言した通り、律法によって罪の認識が生まれるのである。

倫理道徳の基準に照らすとき、全世界は神の前に罪人と定まるのである。律法的な行為によつては、一人として義とはなれない。では、人はここで完全に行き詰まったのだろうか。そうだ、人はここで道徳的には行き詰まったのである。言い換えれば、道徳によつて救われようとする人類の計画は、ここで行き止まりになったのだ。しかしながら、人の行き詰まりは神の行き詰まりではない。神は人を救うために新局面を開かれる。すなわち、次の節以下で強調されるように、「律法とは別に、神の義」が現れたのである。これこそが信仰の道である。こうして、律法において窒息した私たちは、信仰において蘇るのである。律法的には義ではない者が、信仰によつて義とされるのだ。ここに救いは人に臨み、歓喜の露はその霊を潤すのである。

パウロはこの新しい原理を提唱するために、「人類は皆罪人である」という主張を一章十八節から掲げてきたのだ。目を背けたくなるような人類の罪をわざわざ摘出したのも、実はこの結論に導くためであった。そのためには、障害となる道徳の大きな石も小さな石も跳ね除けながら、ついに三章十九節、二十節に至つて、一まず第一段階の目的地に到達したのである。そして凱歌を奏するかのように、この二つの節を高らかに叫んだのだ。なぜ凱歌なのか。言うまでもない。福音による救済の山へと導く、野原の最終地点に達したからである。